

新市章の候補作5点を協議会に提案。

第14回合併協議会において新市章の候補作5点が提案されました。この候補作の中から、1月27日に開催予定の第15回合併協議会において、新市章が選定されることとなります。また、協議事項のなかで、「合併までに調整する」としていた調整方針の報告が行われました。

51の合併協議項目については、

10月21日の第13回合併協議会までに全て確認されましたが、中には合併までに調整するということでも承認された項目がありました。今回は、調整の済んだ13の項目について次のとおり報告がありました。

●報告第29号

自治会、行政連絡機構（行政区）の取扱いについて

行政区及び区長の取扱事務等については、次のとおりとする。

1 同一名称の行政区については、別表のとおりとする。

2 区長（嘱託員）の取扱事務については、次のとおりとする。

- (1) 広報その他印刷物の配布及び掲示に関する事
- (2) 行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底に関する事
- (3) 風水害その他災害情報の収集・報告に関する事
- (4) 各種調査・要望の取りまとめに関する事
- (5) 転出入その他の証明の基礎事実の認定に関する事
- (6) 保健衛生の指導及び防疫に関する事
- (7) 選挙資格調査その他選挙事務の補助に関する事

(8) 家屋の新・増築等の状況調査に関する事

(9) 公的募金の取りまとめに関する事
 (10) 生産調整（転作）確認に関する事
 (11) その他市長において必要と認める事項に関する事

3 区長会議（全体会）の開催は、年1回とする。ただし、各総合支所において年6回の範囲内で会議を開催するものとする。

別表

市町村名	現行行政区名	新市行政区名
菊池市	佐野	菊池佐野
	松島	菊池松島
	平野	菊池平野
七城町	松島	七城松島
	田中	七城田中
泗水町	佐野	泗水佐野
	平野	泗水平野
	田中	泗水田中

●報告第30号

広報公聴関係事業の取扱いについて
 広報紙については、次のとおり取扱うものとする。

1 市外への配付については、希望者に有料で配付する。

2 発行部数については、世帯数及び市外並びに官公庁への配付を考慮した部数とする。

●報告第31号

建設（公共事業）関係の取扱いについて

道路占用許可については、合併時に次のとおり統一する。

1 道路占用物件については、熊本県道路占用料徴収条例の別表のとおりとする。

2 道路占用料の額については、熊本県道路占用料徴収条例の別表の熊本市以外の市の額とする。